

平成24年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成24年2月22日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1.平成24年2月22日(月)午後3時00分 開会

1.平成24年2月22日(月)午後4時20分 閉会

1.出席した議員は次のとおりである。

1番 鎌田 正	2番 杉沢千恵子	3番 佐藤峯夫	4番 高橋 猛
5番 渡邊秀俊	6番 橋本五郎	8番 伊藤福章	9番 佐藤芳雄
10番 橋村 誠	11番 田口喜義	12番 澁谷俊二	13番 大山利吉
14番 千葉 健	15番 青柳宗五郎	16番 熊谷隆一	

計 15名

1.欠席した議員は次のとおりである。

7番 伊藤邦彦

計 1名

1.地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 深澤廣	消防長 伊藤和美
消防次長 菅原達美	大曲消防署長 大村勲	角館消防署長 佐々木浩
消防本部総務課長 三浦肇	介護保険事務所長 佐々木勝	
角間川更生園長 樫尾正義	管理課長 堂本義則	
介護保険事務所参事 藤井直樹	角間川更生園参事 久米勇太郎	
管理課副主幹 久米 正	管理課主査 奈良ルミ子	管理課主査 九島芳謙

1.会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1.本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1)議案第1号 大曲仙北広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(2)議案第2号 大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(3)議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(4)議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合障害者支援施設設置条例の制定について

(5)議案第5号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)

(6)議案第6号 平成23年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第3号)

(7)議案第7号 平成23年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)

(8)議案第8号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について

(9)議案第9号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算

(10)議案第10号 平成24年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算

(11)議案第11号 平成24年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算

(12)議案第12号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

議長 (鎌田正君)

これより平成24年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者から招集のあいさつがあります。管理者。

管理者 (栗林次美君)

はい。

本日、平成24年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案4件、補正予算3件、平成24年度当初予算3件及び単行案2件の合計12件であります。

条例案につきましては、1件目は、消防職員定数を255人から267人に増員する「職員定数条例の一部改正」について、2件目は、危険物貯蔵所の設置申請にかかる手数料区分内容に変更を加える「消防事務に関する手数料徴収条例の一部改正」について、3件目は、平成24年度から平成26年度までの新たな介護保険料を設定するための「介護保険条例の一部改正」について、4件目は、平成24年4月1日に新しい障害福祉サービス体系に移行する角間川更生園の「障害者支援施設設置条例の制定」についてを提案させていただいております。

なお、この角間川更生園の新体系移行に伴い、当組合理約の「組合の共同処理する事務」の内容に変更力所が生じております。規約を変更するためには地方自治法第290条の規定に基づき、構成市町の議会の議決が必要であることから、2市1町の3月定例会への上程をお願いしておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

次に、去る11月28日開催の議会定例会で補正予算の議決をいただきました各施設への発電機並びに緊急消防援助隊用エアテントの購入についてであります。現在、順次納品がなされております。年度内にはすべて納品が完了する見込みであり、今後の災害に備えて参りたいと存じます。

次に、平成24年度当初予算の概要についてご報告申し上げます。

一般会計と2特別会計を合わせた平成24年度当初予算の総額は186億5千443万9千円であり、前年度当初比較で12億2千669万9千円、率にして7.04%の増となっております。これは、主に介護保険特別会計における各種介護サービス給付費の伸びが見込まれることにより、保険給付費が約10億8千200万円の大幅な増額となることによるものであります。

また、構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して2億7千882万8千円、率にして6.16%増の総額48億193万2千円となっております。これにつきましても保険給付費の増額が要因となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

当初予算の内容につきましては、議案審議において鎌田副管理者が説明申し上げます。

すので、よろしくお願いいたします。

この後事務局に説明させますが、各案件につきまして、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の報告及び本年度主要事業の進捗状況並びに平成24年度の主要事業の概要についてご報告させていただきたいと存じます。

はじめに、消防関係についてであります。

今年度予定しておりました消防車輛の更新についてであります。西仙北分署の2B型救急自動車につきましては、平成23年11月21日に、南分署の消防ポンプ自動車につきましては、平成24年2月2日に納車となり、それぞれ配備を完了しております。

次に、平成24年度の主な事業についてであります。車輛関係につきましては、車令15年以上が経過し老朽化した西仙北分署の消防ポンプ自動車と角館消防署の救助工作車の更新、さらに、新規事業としまして協和分署の高規格救急車、合わせて3台の購入経費を予算計上させていただいております。

このうち、角館消防署救助工作車につきましては、消火活動にも対応出来るようポンプ車仕様として整備し、救助資機材を搭載する計画としております。

また、消防救急無線のデジタル化事業についてであります。平成23年度の基本設計に引き続き、実施設計業務委託費を予算計上させていただいております。

次に、当広域圏内の救急体制についてであります。急速に進む高齢化社会や大規模災害時等の対応に加え、圏民がより高度な救急医療処置を等しく受けられる体制づくりを目的とする「救急業務高度化推進計画」を策定いたしました。

この計画の実施につきましては、早期に救急救命士を養成し、年次計画で全署に高規格救急車を配備するほか、救急隊の円滑な業務を維持するため、新たに西仙北分署・中仙分署・西木分署の3分署を現行の2部制勤務から3部制勤務に移行する必要が生じて参ります。

勤務体制の移行にあたっては、1分署あたり4名の合わせて12名の増員が必要となりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、斎場関係について申し上げます。

去る2月15日に開催した議員全員協議会におきまして、松倉放牧場跡地を新火葬場建設用地と決定して事業を進めていくことをご承認いただきましたが、その後、都市計画決定手続きにつきまして、大仙市都市管理課と事前協議を行っております。3月末には大仙市民を対象とした住民説明会を開催する予定であり、手続きが順調に進むと、本年8月頃には都市計画決定がなされる見込みとなっております。

また、平成24年度には、都市計画決定手続きと並行して、プロポーザル方式による火葬炉メーカー及び基本設計業者の選定業務並びに基本設計の業務委託を行う計画であります。これまでの改築検討委員会や住民説明会、葬祭業者との意見交換会等

で出された新火葬場建設に対するご意見やご要望につきまして、今後の設計業務等の参考にしたいと考えております。

次に、角間川更生園関係について申し上げます。

平成18年に施行された「障害者自立支援法」により、平成24年4月1日までに新体系に移行することが義務づけられております。

新体系に移行することに伴い、昼夜分離の考えに基づき、日中は「生活介護」を、夜間は「施設入所支援」を選択し事業を実施することとしておりますが、重度化・高齢化が進んでいる利用者の生活の安全確保が重要課題となることに加え、支援員の勤務体制が大きく変わることにより人手不足が生じることから、現在19名の支援員を5名増員し24名といたしたく、予算に計上させていただいております。

なお、現在行っている相談支援事業に加え、市町村指定の相談支援事業を新たに展開することが予定されており、より良いサービス提供につながるものと考えております。

最後に、介護保険関係について申し上げます。

平成24年1月分データによる現況ですが、管内65歳以上の第1号被保険者は4万4千417人、要介護認定者8千799人、サービス利用者7千343人であり、この1年間で第1号被保険者が114人の減、率にして0.3%の減、介護認定者が372人、4.4%の増、サービス利用者が409人、5.9%の増となっており、この結果、第1号被保険者の認定率は18.42%から19.2%へ、そのうちサービス利用者の割合は、82.3%から83.5%へと上昇しております。

また、平成22年度繰越金の財政調整基金積立金に加え、介護給付費や地域支援事業費の国・県の精算返還金や、配食サービスの国・県・支払基金への返還金など諸支出金の支出が見込まれるため、今次定例会において予算の補正をお願いしております。

次に、第5期介護保険事業計画につきましては、この1年、住民アンケートの実施や構成市町との協議、さらには、事業計画策定委員会の審議等を経ながら策定に取り組んで参りました。

この中で、今後もサービス利用者の増による保険給付費の伸びが予測されることから、介護保険料の引上げは避けられないところであります。このため、低所得者対策として保険料率緩和のために特例措置された所得段階の多段階化を採用することとし、これまでの6段階から9段階にすることにより、第1号被保険者の介護保険料基準額を月額で5,880円に設定したいと考えております。

また、平成24年度には、新たに認定調査員3名の増員を図りたいと考えております。増員の効果として、保険者による調査の割合が増えることになり、適正な要介護認定による介護給付費の増加の抑制に資すると共に、委託の調査時に要していた調査票の送付・回収・点検の省力化が図られる等、事務効率の向上にも繋がるものと考えております。

次に、事務所の移転についてご報告いたします。

現在の事務所と同じフロアにある第1会議室・第2会議室を改修し、新事務所として使用するものでありますが、昨年12月16日に入札を行い、株式会社佐々木組南支店が落札しております。今後、2月24日には完成検査を行い、翌25日に移転作業を行い、27日から業務を開始する予定としております。現在の事務所と比べ、約1.6倍の広さとなり、ワンフロアで前面にカウンターを配し、窓が南側に面するため明るく開放的な事務所になっております。

以上、招集のあいさつ並びに諸般の状況についてご報告を申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。招集のあいさつと諸般の報告とさせていただきます。

議長（鎌田正君）

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、7番、伊藤邦彦君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

15番に青柳宗五郎君を指定いたします。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、6番、橋本五郎君、8番、伊藤福章君、9番、佐藤芳雄君を指名いたします。

日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4「議長報告」平成23年度例月出納検査結果報告書が監査委員から提出されましたので、これらを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第5「議案第1号 大曲仙北広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長（堂本義則君）

はい、議長。

議長（鎌田正君）

はい、堂本管理課長

管理課長（堂本義則君）

「議案第1号 大曲仙北広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、消防職員定数を255名から12名増員し267名とする、職員定数条例の一部改正を行うものであります。

当広域消防では、急速に進む高齢化社会や大規模災害等を考慮して、全部の消防署、分署に高規格救急車を配備し、圏域住民がより高度な救急救命処置を等しく受けられる体制づくりを目的とする「救急業務高度化推進計画」を策定いたしました。

この計画では、今後10年間で、現在配備されている3台の高規格救急車に加え、年次計画により新たに7台配備するとともに、この運用にあたって必要な救急救命士を、現在の消防職員の中から毎年2名を養成するとともに、救急救命士の有資格者2名を新規採用し、合計40名を養成するものであります。

また、高度救急救命処置は日頃から救急隊としての連携訓練が重要であり、常に隊の技術を維持していくためには、同じメンバーを固定することが重要であります。勤務日によってメンバーが異なる現在の2部制勤務である西仙北、中仙、西木の3分署についても、18名3部制移行を見据えた、職員増員計画を併せて進めるものであります。

増員の時期につきましては、平成27年度からとしておりますけれども、それまでの間に有資格者の職員採用に欠員が生じた場合は、現場の消防職員から追加養成することになり、現在の職員定数では7カ月の養成研修期間に人員不足が生じ、消防業務に支障をきたすため、再任用職員を増員して対応する必要があることから、平成24年4月1日付で改正を行うものであります。

以上、議案第1号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (鎌田正君)

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第2号 大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (鎌田正君)

はい、堂本管理課長

管理課長 (堂本義則君)

「議案第2号 大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

当組合条例別表第1に、指定数量以上の危険物貯蔵所を設置する場合などは、貯蔵所の形態やその容量によって徴収する手数料が区分されております。

今般、1000キロリットル以上の「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」の基準が明確に定められたことにより、設置許可申請に係る手数料の区分を、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」と同じ区分に加えることとした政令の一部改正に準じ、当組合の「消防事務手数料徴収条例」についても同様の改正を行うものであります。

これまで、浮き蓋付き屋外タンクの構造及び設備に係る技術上の基準は規定されておりましたが、近年、浮き蓋付きのタンクにおいて爆発や火災、浮き蓋が破損したり沈没したりする事故が続いております。

平成15年の十勝沖地震やこの度の東日本大震災においても、浮き蓋が破損又は沈没した事例が多く報告されております。

近年のこのような事故等の状況や、今後も大規模な災害が予想されていることに鑑み、浮き蓋付き特定屋外タンクに係る技術上の基準を早期に整備する必要が認識され、消防庁において検討されたものであります。

施行日につきましては、平成24年4月1日からとしております。

以上、議案第2号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (鎌田正君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (鎌田正君)

はい、堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

「議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本年度は、法律の定めにより3年ごとに見直しの上策定することとされている介護保険事業計画の策定年度にあたっており、平成24年度から平成26年度までの第5期事業計画を策定することになっております。

今般、第5期計画期間中の介護保険料を設定するにあたり、低所得者に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、住民税の課税状況のほか、本人の収入の状況に応じた保険料段階を設定しております。現在、第6段階に分けられている保険料段階を第3段階と第4段階に軽減措置を、第6段階には加重措置を設け9段階とするものであります。

保険料の基準額とされる第4段階におきましては、サービス利用者の増加による給付費の伸びがさらに予測されることから、年額で7万560円とするものであり、第4期と比較して1万5千600円増、月額では5千880円で1千300円増となるものであります。

また、「管理者が特別な理由があると認めるとき」は、保険料の減免と徴収を猶予できる規定を新たに加えるものであります。

施行日につきましては、平成24年4月1日からとしております。

以上、議案第3号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (鎌田正君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合障害者支援施設設置条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (鎌田正君)

はい、堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

「議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合障害者支援施設設置条例の制定について」をご説明申し上げます。

平成18年に「障害者自立支援法」が施行されたことにより、当組合が運営する角間川更生園も、平成24年4月1日から新しい障害福祉サービス体系、いわゆる新体系サービスに移行することが同法により義務づけられております。

この法律に基づき、「知的障害者更生施設」の名称を「障害者支援施設」とする新たな設置条例を制定し、提供するサービスの種類、利用定員、対象者や費用についてを規定するものであります。

また、附則において現在の「知的障害者更生施設設置条例」を廃止するほか、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例に規定している名称も「障害者支援施設」に改めるものであります。

なお、施行日につきましては、平成24年4月1日からとしております。

以上、議案第4号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (鎌田正君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第5号 平成23年度 大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)」

日程第10「議案第6号 平成23年度 大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第3号)」

日程第11「議案第7号 平成23年度 大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)」

日程第12「議案第8号 平成23年度 大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」の4件を一括議題といたします

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (鎌田正君)

はい、堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

議案第5号から第7号までの平成23年度2月補正予算と、議案第8号の平成23年度組合経費に係る負担金の一部変更につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案説明資料6ページの総括表をご覧ください。

平成23年度最終となる今回の補正予算につきましては、一般会計が2千261万円、角間川更生園特別会計が746万6千円、介護保険特別会計が1億8千149万8千円のいずれも増額で、合計では2億1千157万4千円の増額となり、補正後の予算総額を177億1千915万3千円とするものであります。

始めに、「議案第5号 平成23年度 大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料は7ページからとなります。

今回の補正は、議会費と諸支出金は増額となりますが、総務費と民生費及び消防費については減額となり、予算の総額に歳入歳出それぞれ2千261万円を追加し、補正後の総額をそれぞれ26億6千125万1千円とするものであります。

予算の内容について歳入からご説明いたします。補正予算書は7ページからとなります。

1款分担金及び負担金1項1目事務費負担金は、514万3千円を減額するもので、事務局管理課職員が1名減員となったことなどによる経費の減に伴う補正であります。

2目社会福祉法人助成費負担金は、333万9千円を減額するもので、社会福祉法人水交会への助成実績に合わせた補正であります。

9目消防費負担金は、1千105万2千円の増額であります。内訳は、人件費や物件費は減額となるものの、車輛更新事業に組合の起債を充当する計画を、全額構成市町の過疎債を充当することに変更したため、総額では増額となるものであります。

3款県支出金は、18万3千円の減額であり、休日救急医療連携事業に係る補助金の補助率が下がったことによるものであります。

4款財産収入の7万円増は、財政調整基金利子の増額分であります。

5款繰入金2項特別会計繰入金は、2千342万1千円の増額であり、財政調整基金に積み立てるための各特別会計からの繰入金が増額となるものであります。

6款繰越金の747万7千円増は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

7款諸収入の6万9千円増は、組合預金利子の増額分であります。

8款組合債は、消防費負担金の説明で申し上げましたとおり、消防車輛更新事業の財源に見込んでいた組合の起債を構成市町の過疎債に組み替えたことにより、当初予算に計上していた1千730万円を全額減額するものであります。

9款国庫支出金は、648万6千円の新規計上であり、東日本大震災に係る緊急消防援助隊活動費にかかる負担金の交付が確定したことによるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は10ページからとなります。

1款議会費は、5万1千円の増額であり、不足となる費用弁償の計上であります。

2款総務費1項1目一般管理費は、519万4千円の減額であり、職員が1名減員となったことなどによって見込まれる人件費不用額の補正であります。

3款民生費1項1目社会福祉法人助成費は、333万9千円の減額であり、水交会展派遣職員に係る人件費差額の確定に基づき、補助金を補正するものであります。

5款消防費1項1目常備消防費は、144万6千円の減額であり、内訳は、退職者が出たことや給与改定、共済組合費負担率の増などに伴う人件費の補正を行うほか、需用費や役務費等についてもそれぞれ補正するものであります。2目施設整備費は、480万2千円の減額であります。内訳は、デジタル無線基本設計業務委託や消防車輛2台の更新事業に生じた契約差額等を減額するものであります。

7款諸支出金1項1目財政調整基金費は、3千734万円の増額であり、一般会計を含めた各会計繰越金の未補正分に加え、緊急消防援助隊活動費国庫負担金分などを積み上げるものであります。

次に、「議案第6号 平成23年度 大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書の16ページをお開き願います。議案説明資料は10ページからとなります。

今回の補正は、事務費、事業費、地域療育等支援事業費及び放課後生活支援事業費は減額となりますが、諸支出金については増額となり、予算の総額に歳入歳出それぞれ746万6千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2億7千759万6千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は21ページからとなります。

2款分担金及び負担金1項2目利用負担金は、入所者に欠員が生じたほか、各事業の利用実績が減少したことにより、32万9千円を減額するものであります。

3款県支出金2項1目民生費県補助金は、補助対象となる給湯設備改修工事費の実績に伴い、9万2千円の減額となるものであります。

6款繰越金の599万1千円増は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

7款諸収入2項1目民生費受託金は、13万4千円の増額であり、大仙市との事業受託実績に基づく補正であります。3項1目入所利用者作業収入は、スノーポールの受注実績が増えたことにより、176万2千円の増額となるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は23ページからとなります。

1款事務費は、11万6千円の減額であり、内訳は、人事異動や給与改定等により人件費を補正するほか、日中一時支援事業の利用者減等により不用となった賃金を減額するものであります。

2款1項1目事業費は、給湯設備改修工事費の不用額19万1千円を減額するものであり、2目作業収入事業費の22万円の減は、入所者の旅行引率旅費に生じた不用額の減額であります。

4款地域療育等支援事業費は、103万2千円の減額であり、嘱託職員の休暇取得等に伴い、不用となった賃金と社会保険料を補正するものであります。

5款放課後生活支援事業費は、利用実績の減により不用となったパート職員賃金8万4千円を減額するものであります。

6款諸支出金1項1目一般会計繰出金は、910万9千円の増額であり、繰越金や各事業に生じた余剰金を一般会計の財政調整基金に積み立てるため繰り出すものであります。

次に、「議案第7号 平成23年度 大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は27ページから、議案説明資料は12ページからとなります。

今回の補正は、総務費、基金積立金及び諸支出金については増額、地域支援事業費は減額、保険給付費については組み替えを行うものであり、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8千149万8千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ147億8千30万6千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は32ページからとなります。

1款介護保険料は、収納率が当初より高くなると見込まれることにより、573万3千円の増収となるものであります。

2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金は、636万9千円の減額であります。内訳であります。2節地域支援事業費負担金の減額は事業費の減、3節職員給与費等負担金の増額は人件費の増、4節事務費負担金の減額は介護認定審査会費などの事務経費の減によるものであります。

4 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金は、1 千 2 8 4 万 5 千円の増であります。内訳は、1 節現年度分が 8 3 3 万円の増、2 節過年度分については 2 2 年度給付費の精算に伴って 4 5 1 万 5 千円が追加交付されるものであります。2 項 1 目調整交付金は 1 千 3 8 5 万円の増、2 目地域支援事業交付金は 4 3 2 万 4 千円の減となっております。また、3 目介護保険事業費補助金は新設科目であり、介護保険法の改正に係るシステム改修経費の 2 分の 1、3 6 7 万 5 千円が補助されるものであります。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金は 3 千 6 3 2 万 1 千円、2 項 1 目地域支援事業交付金は 2 1 6 万 2 千円の、いずれも減額であります。

6 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金は 2 9 万 9 千円の増額、2 目地域支援事業支援交付金については 3 7 5 万 1 千円を減額するものであります。

4 款から 6 款までの保険給付費と地域支援事業費に係る負担金及び補助金については、交付確定額や見込額に沿って補正するものであります。

7 款財産収入の 7 7 万円増は、基金利子の増額分であります。

9 款繰越金の 1 億 9 千 3 1 8 万 4 千円増は、繰越金を全額計上するものであります。

1 0 款諸収入 2 項組合預金利子は 3 4 万 9 千円、3 項第三者納付金は 3 7 2 万円のいずれも増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は 3 6 ページからとなります。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、人事異動や給与改定等に伴う人件費の補正を行うほか、郵便料は不用額を減額、また、委託料には介護保険システムの改修経費を予算措置しており、総額では 9 9 9 万 2 千円の増額となっております。また、システム改修費の財源には、国の補助金のほか、繰越金を充てることとしております。

3 項介護認定審査会費の 6 5 0 万円の減は、区分変更申請と更新申請の一部について認定有効期間の延長が可能となったことにより認定申請件数が減少したため、認定審査会委員報酬、主治医意見書作成料、及び認定調査委託料等に生じた不用額を減額するものであります。

2 款保険給付費は組み替え補正を行うものであり、1 項 1 目介護サービス給付費が総額では 5 0 0 万円の減額、2 目介護予防サービス給付費については総額で 5 0 0 万円の増額となるものであります。

3 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防事業費は、1 千 2 5 0 万円の減額であります。これは、構成市町に事業委託して実施している「二次予防事業対象者把握事業」の実績が見込みを下回ることなどにより、委託料が減額となったことによるものであります。

2 目包括的支援事業・任意事業費の 3 0 0 万円の減についても、委託事業の実績減によるものであります。

5 款基金積立金 1 項 1 目介護給付費等準備基金積立金は、1 億 3 千 6 4 8 万 9 千円の増額であり、繰越金に含まれていた 2 2 年度の保険料や、地域支援事業の配食サービスに係る保険料への返還分や基金から生じた利子の増額分を、今後の給付費に充て

る財源として積み増しするものであります。

7款諸支出金1項2目償還金は、4千270万5千円の増額であります。内訳は、過年度の給付費及び地域支援事業費の精算に伴う返還金や配食サービスに係る返還金の予算措置であり、前年度繰越金を財源として国・県・支払基金に返還するものであります。

2項1目一般会計繰出金は、1千431万2千円の増額であり、繰越金のうち未補正分を財政調整基金に積み立てるために一般会計に繰り出すものであります。

2月補正予算に引き続き、「議案第8号 平成23年度 大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」をご説明いたします。

議案説明資料の16ページをご覧ください。

本案は、大曲仙北広域市町村圏組規約第11条第2項の規定により、平成23年第1回定例会で議決をいただいた議案第10号の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

ただいまご説明いたしました、議案第5号の一般会計補正予算(第3号)を受け、事務費負担金については514万3千円、社会福祉法人助成費負担金については333万9千円のいずれも減額、消防費負担金については1千105万2千円の増額、議案第7号の介護保険特別会計補正予算(第3号)を受け、介護保険費負担金については636万9千円を減額し、平成23年度の負担金総額を、大仙市27億6千854万8千円、仙北市10億2千500万8千円、美郷町7億2千574万9千円の、合計45億1千930万5千円とさせていただくものであります。

以上、議案第5号から第7号までの平成23年度2月補正予算と、議案第8号平成23年度組合経費に係る負担金の一部変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (鎌田正君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第7号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第8号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第9号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」

日程第14「議案第10号 平成24年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算」

日程第15「議案第11号 平成24年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」

日程第16「議案第12号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負

担金について」の4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

はい、議長。

議長 (鎌田正君)

はい、副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

それでは議案第9号から第11号までの平成24年度当初予算と、議案第12号の平成24年度組合経費にかかる負担金について、一括してご説明申し上げます。

それでは、はじめに議案説明資料の17ページをお開き願いたいと存じます。

はじめに総括表をご覧願いますけれども、全会計の総額であります。186億5千443万9千円となっております。前年度当初比較で12億2千669万9千円、率にして7.04%の増となるものであり、これは介護保険特別会計における保険給付費等の伸びが要因となっているものでございます。

それでは、各会計ごとの主な項目につきまして、順次ご説明をさせていただきますが、議案説明資料と予算書を参照しながらお聞きいただきたいと思います。

はじめに、「議案第9号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」についてご説明申し上げます。予算書の方は1ページでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億6千596万2千円で、前年度当

初比較で2千815万5千円、率にして1.07%の増となっております。

歳入からご説明いたしますが、予算書の方は6ページからとなっております。

1款分担金及び負担金は、25億4千285万2千円であります。一般事務経費や、社会福祉法人助成費、斎場費、休日救急医療連携事業費、その他、消防費等その他広域の諸事業にかかる構成市町負担金でありまして、歳入総額の95.4%を占めるものでございます。

このうち斎場費負担金につきましては、中央斎場移転改築事業にかかる経費の計上により増額となっておりますが、斎場改築にかかる負担金は5年間の利用実績割とすることを協議済みでありまして、中央斎場の移転改築についてはほとんどが大仙市の負担となるものでございます。消防費負担金につきましては、消防車両更新事業費の増額に加え、かかる財源を構成市町による起債に求めたことにより増額となったものであります。

2款使用料及び手数料は、2千594万5千円であります。内訳は3斎場の使用料が2千353万円のほか、へい獣関係の使用料や手数料、危険物貯蔵設備の検査手数料などであります。

3款国庫支出金の960万円は、角館消防署配備の救助資機材付ポンプ自動車を緊急消防援助隊登録とし、更新する事業に交付される補助金でございます。

4款県支出金は、56万2千円であり、休日救急医療連携事業にかかる補助金であります。

6款繰入金は、2千600万2千円となっております。

議案説明資料の24ページをご参照願いたいと存じますが、基金繰入金は、一般会計及び角間川更生園特別会計の財源充当分として財政調整基金を取り崩すものであります。24年度の取り崩し額は、総額2千600万円となり、取り崩し後の残額は7千463万8千円となる見込みであります。

次に議案説明資料は17ページにお戻り願いたいと思います。

各特別会計繰入金は、23年度決算に伴って生じる繰越金等を、財政調整基金に積み立てるために繰り入れたものであり、当初予算におきましては存置計上としております。

次に、議案説明資料の18ページをご覧ください。

7款繰越金は、存置計上となっております。

8款諸収入は、6千99万9千円であります。主な内訳は、社会福祉法人水交会貸付金の返還金3千800万円のほか、県消防学校等への派遣職員人件費交付金、秋田自動車道救急業務支弁金などあります。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書は11ページからになります。

1款議会費は、71万8千円で、議員報酬と費用弁償であります。

2款総務費は、7千80万6千円あります。一般管理費の内訳は、人件費が5千819万9千円と82.4%を占めているほか、一般事務経費と、交流センター内の

広域事務所経費負担金79万2千円などであります。監査委員費は、報酬や費用弁償等、16万9千円の計上でございます。

3款民生費は、6千221万1千円で、内訳は、社会福祉法人水交会对する補助金2千421万1千円と同法人に対する貸付金3千800万円であり、補助内容といたしましては、派遣職員人件費差額分が1千214万9千円、施設改築にかかる借入金の償還費分が1千206万2千円となっております。

4款衛生費は、1億2千852万7千円であります。

斎場費は、8千79万4千円で、前年度当初比較で1千931万2千円の増であります。主な内訳は、人件費や毎年度実施しております火葬炉の補修工事費、火葬用燃料費のほか、基準が強化されたことを受けて実施する南部斎場燃料タンクの高精度液面計設置工事費等であります。また平成27年度からの供用開始を目指す中央斎場移転改築事業関連経費として、基本設計をはじめ、各種測量・土質調査・造成設計の業務委託費、合計で1千660万円を計上しております。

病院群輪番制事業費は、2千484万円で、仙北組合総合病院、大曲中通病院、市立角館総合病院に対する事業費補助金であります。

休日救急医療連携事業費は、704万1千円で、経費の主な内容は、看護師賃金や事業運営に要する負担金であります。医師35名、看護師4名からなる体制で行っている事業であります。

歯科在宅当番医制事業費は、177万5千円で、事業運営にかかる負担金であります。

がん診療連携拠点病院支援費の1千万円は仙北組合総合病院に対する補助金であり、平成24年度は5ヶ年事業のうち4年目にあたるものでございます。

へい獣保冷センター費は、407万7千円であり、集荷処理委託料等の運営費であります。

議案説明資料の19ページをご覧ください。

5款消防費は、23億1千1万4千円で、前年度当初比較で6千521万7千円の増となっております。

常備消防費は、21億3千497万2千円で、人件費が93.3%を占めるほか、救急救命士2名の養成にかかる経費として476万4千円を計上しております。

また、施設整備費は1億7千504万2千円で、前年度当初比較で8千123万8千円の増となっております。最も大きな事業は、車輛3台の更新でありまして、内訳は、角館消防署、救助資機材付CD-型ポンプ自動車6千770万円、西仙北分署配置のCD-型ポンプ自動車3千320万円、協和分署、高規格救急自動車の購入、3千280万円、これは新規事業でありますけれども、そのようになっておるところでございます。この他、デジタル無線の実施設業務委託費として2千218万7千円、東日本大震災により生じた大曲消防署敷地内の車庫前の段差及び経年劣化した側溝・舗装等の改修に460万円、高規格救急車配備による職員増により手狭になった

田沢湖分署仮眠室の増改築経費に876万1千円、中仙分署の庁舎外壁塗装工事費152万8千円、角館消防署に配備されている高規格救急車積載のAED更新経費386万7千円などとなっております。

6款公債費は、8千168万2千円であります。消防施設整備事業債にかかる償還費のほか、一時借入金の利子等を計上しております。

7款諸支出金、1千万4千円は、基金取り崩し分の角間川更生園特別会計への繰り出し分等であります。

8款予備費は、前年度同額の200万円を計上しております。

次に、「議案第10号 平成24年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算」についてご説明いたします。予算書は28ページでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6千935万1千円で、前年度当初比較で380万2千円、率にして1.43%の増となっております。

歳入からご説明いたします。予算書は33ページでございます。

1款自立支援費は、1億6千947万円であり、前年度当初比較で1千484万6千円の減となっておりますが、障害者自立支援法による新障害福祉サービス体系への移行に伴い、不確定要素、例えば障害程度区分の確定等、不確定要素等がありまして若干、慎重に計上しております。

2款分担金及び負担金は、6千702万1千円であります。構成市町負担金3千696万2千円は、前年度当初比較で1千104万1千円の増となっておりますが、これは新体系移行による自立支援費の減額相当分であります。利用者負担金は3千5万9千円で、施設入所分のほか、各種事業にかかる利用者の負担分であり、前年度当初比較で150万円の増となっております。

議案説明資料の方は20ページをご覧ください。

3款県支出金は、障害児等療育支援事業県委託金として、前年度当初比54万5千円減の218万円を計上しております。

4款寄附金は、存置項目でありますし、5款繰入金は、財政調整基金を取り崩して繰り入れるもので、前年度当初比較300万円増の1千万円となっております。

6款繰越金は、存置計上、7款諸収入は、2千67万8千円であります。民生費受託金は、大仙市からの受託に基づく収入が多くを占めておりまして、入所利用者作業収入はスノーボールの売り上げ等であります。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書の方は37ページでございます。

1款事務費は、1億9千785万6千円でありまして、職員19人にかかる人件費が85.7%となっております。その他の事務経費の内訳は、臨時職員賃金や消耗品費、借上料等であり、新体系移行に伴う勤務体制の変更に対応するための臨時職員5人の増員経費も含んでおります。

2款事業費は、5千285万6千円であります。内訳は、調理業務委託料、光熱水費及び利用者の作業や旅行にかかる経費等でございます。

3款共同生活援助事業費500万8千円は、角間川更生園がバックアップ施設となつて運営し、現在5人が入所しております「グループホームかわみなと寮」にかかる経費で、主な内容は世話人の賃金等であります。

4款地域療育等支援事業費は、830万6千円であります。圏域内で暮らす障害児・者の外来療育や相談支援が主であり、県や大仙市との委託契約に基づいて実施する事業であります。臨時・パート賃金や、事業実施の拠点としている「地域サポートセンター」の維持管理費が主な経費であります。

5款放課後生活支援事業費は、482万4千円であります。大曲養護学校児童・生徒の放課後や、夏休み、冬休み期間中の支援を構成市町から受託する事業でありまして、臨時・パートの賃金が主な経費であります。

7款予備費は、前年度同額の50万円を計上しております。

次に、「議案第11号 平成24年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。予算書の方は49ページでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ157億1千912万6千円で、前年度当初比較で、11億9千474万2千円、率にして8.23%の大幅な増となっております。

歳入からご説明いたします。予算書の方は45ページ、議案説明資料は21ページでございます。

1款介護保険料は、27億4千401万2千円で、前年度当初比較で5億1千720万4千円、率にして23.2%の大幅増であります。収納率は、現年度保険料が98%、滞納繰越分については24%で積算しております。

2款分担金及び負担金は、22億2千211万8千円で、前年度当初比較で1億8千886万4千円、9.29%の大幅な増となっております。これは保険給付費に約10億8千200万円の大幅な増額が見込まれるほか、前年度5千万円計上しておりました財政調整基金からの繰入金を24年度は計上出来なかったことによるものでございます。

3款使用料及び手数料30万1千円は、介護保険料の督促料等であります。

4款国庫支出金、5款県支出金、6款支払基金交付金につきましては、歳出2款保険給付費や3款地域支援事業費、4款民生費に対して法定割合によって算出される負担金、補助金、交付金であります。

7款財産収入は存置項目、8款繰越金は保険料の歳出還付金充当分など、150万円の計上でございます。

続いて、歳出でございますけれども、議案説明資料の22ページからとなります。予算書の方は59ページです。

1款総務費は、2億8千680万1千円であります。総務管理費は、人事異動による職員増員分の人件費や、第5期事業計画のパンフレット印刷費、新たな介護保険システムに対応したサーバ・ソフトの借上料等を措置したことから、前年度当初比較1千46万7千円の増となるものでございます。また、介護認定審査会費は、認定調査

の適正化が給付費の抑制につながるということで、認定調査員3名の増員経費約700万円を計上したことに加え、認定申請件数の増加に伴う経費増により、1千51万7千円の増額となるものであります。

2款保険給付費は、149億3千210万3千円であります。高齢者人口の増加により各サービス全般において利用者の増が見込まれるほか、短期入所をはじめとする新規事業所の増などによる居宅介護サービス費の伸びが著しく、前年度当初比較で10億8千192万4千円、率にして7.81%の大幅な増となるものであります。

3款地域支援事業費は、3億6千530万2千円で、前年度当初比較で2千50万3千円の減となるものでございます。

議案説明資料の23ページをお開きいただきたいと存じます。

4款民生費は、低所得者に対する交付事業費として87万8千円の計上、5款基金積立金は、介護給付費等準備基金への積み立て分として1億2千696万4千円、6款公債費は、一時借入れが発生した場合の利子として57万6千円、7款諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金等の150万2千円、8款予備費については、前年度当初比較で1千500万円減の500万円の計上としております。

以上、議案第9号から第11号までの、平成24年度当初予算についてご説明申し上げましたが、引き続き「議案第12号 平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金」についてご説明申し上げます。

議案説明資料の25ページをお開き下さい。

本案は、大曲仙北広域市町村圏組合規約第11条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第9号から議案第11号までの平成24年度当初予算に伴う構成市町負担金であり、その詳細一覧につきましては説明資料の26ページから31ページのとおりであります。ここでは総額ベースのご説明をいたします。議案説明資料の32ページの比較増減表をご覧ください。

負担金総額では、最後の合計欄のとおり前年度当初比較で2億7千882万8千円、率にして6.16%増の48億193万2千円となるものであります。これを、各負担により算定した結果、大仙市は前年度当初比較で1億7千315万4千円増の29億4千412万1千円で、構成比としては61.31%を占めます。仙北市は前年度当初比較で6千568万4千円増の10億9千139万5千円、構成比で22.73%、美郷町は前年度当初比較で3千999万円増の7億6千641万6千円、構成比で15.96%を占めますけれども、以上が各構成市町負担金となるものでございます。

消防車両更新事業の増や介護給付費の著しい伸びによりまして、大幅な負担金の増額となりますが、可能な限りの財政調整基金を取り崩し、また経常経費の縮減等によりまして、構成市町の負担を出来るだけ抑えた予算としたものでございます。

以上、議案第9号から議案第11号までの平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合

一般会計並びに各特別会計予算と、議案第12号の平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金について一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (鎌田正君)

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

議員 (渡邊秀俊君)

はい、議長。

議長 (鎌田正君)

はい、5番、渡邊議員。

議員 (渡邊秀俊君)

介護保険の件ですけれども、我々この後6月に国保税の改定、高くなることはあっても安くなることはないわけで、高い高いと毎年言われているわけですけれども、介護保険はこれからこの場で議論してもどうにもならない部分がかかなりの要素ありますけれども、国・県としてはこの後どういうふうな動きになるのか何か情報がありましたらひとつお願いしたいと思います。

議長 (鎌田正君)

答弁を求めます。佐々木所長。

介護所長 (佐々木勝君)

ただいまの質問にお答え申し上げます。今お話されましたように、介護保険3年に1回改定しますけれども、どんどん上がっていくわけです。これに対して国の方では、どうしても低所得者に対する配慮、それが今大きな議論になっております。今の情報では今現在、基準額の一番低いところで0.5という層がありますけれども、その層の額がすでに月額で今の5,880円の半分ですので、2,900円余りとなっておりますけれども、そこのところに0.25という、もっと低い負担率を設けると、それに対して国の国費を入れると、そういうふうに検討されていると考えております。それから、介護保険料を下げるということに対してはどうしても給付制限、これがなかなか難しい問題でありますけれども、これしかないです。たとえばこれまで保険給付しております4千人の軽度の方々に対する給付制限とかそういうものを色々審議会でも検討したようでございますけれども、具体的に進められるのは一番低い層の負担率を0.5から0.25にするだけかなという、そういう想像をしております。いずれこれも消費税の改定が前提ということでございますので、これから国で進めるのはいずれも低所得者対策、これだけではないかと思っております。

議長 (鎌田正君)

渡邊議員、いいですか。

議員 (渡邊秀俊君)

はい、議長。

議長 (鎌田正君)

はい、渡邊議員。

議 員 (渡邊秀俊君)

低所得者からも、若干の負担をもらうということしか方策はないという話でしたけれども、実は一番高くなっているのは低所得者よりも、なんとというか中所得者といえますか低所得者よりももらうだけけれども、最高額に近い部門が一番高くなっていますよ、毎年。ここが段々と徴収率がおそらく落ちてくるかと思imasuので、総体の仕組み、そろそろ変えないとなんともならない段階に来てると思うので、そこらへんは上の方にも大きな声で言ってもらいたいと思います。

議 長 (鎌田正君)

答弁求めますか。はい、佐々木所長。

介護所長 (佐々木勝君)

はい、介護保険の場合、一番高い層で10万ということで国保の50万、60万とは比較になりませんが、今の状況では非常に高いといえますか、平均以上の所得の層からはいずれ多くの負担をしてもらうという、そういう方針は変わらないようでございますので、非常に苦しいとは思いますが、とりあえず低所得者の方しかという情報しか私の方には来ておりませんので、この後どうなるかはこれからの国の動き次第だと思っています。

議 長 (鎌田正君)

渡邊議員、よろしいですか。

その他、ございませんでしょうか。

(なしの声)

これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第9号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第12号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成24年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でございました。